○総務省・法務省・経済産業省告示第三号

電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第十条第一項の規定に基づき、次の特定認証業務の廃止の届出があったので、同条第二項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成三十年四月九日

総務大臣　野田　聖子
法務大臣　上川　陽子
経済産業大臣　世耕　弘成

1　廃止に係る特定認証業務の名称　電子入札コアシステム用電子認証サービス
2　廃止に係る特定認証業務を行う者の名称　ジャパンネット株式会社
3　廃止に係る特定認証業務を行う者の住所　東京都港区芝浦４丁目16番36号
4　認定の年月日　平成15年４月21日
5　廃止しようとする年月日　平成30年４月６日

○外務省告示第百三十四号

平成三十年三月十五日にマラウィで、フィリピン共和国におけるマラウィ復興のための住居建設及び生活支援を通じたコミュニティ開発計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際連合との間に行われた。

平成三十年四月九日

外務大臣　河野　太郎

1　協力の目的及び内容　マラウィ復興のための住居建設及び生活支援を通じたコミュニティ開発計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与額　十一億円
3　署名者
日　本　側　羽田浩二在フィリピン大使
国際連合側　クリスムファー・ロロ国際連合人間居住計画フィリピン事務所代表

○厚生労働省・環境省告示第一号

遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成十五年法律第九十七号）第四条第一項の規定に基づき、平成三十年三月二十八日付けをもって次の第一種使用規程の承認をしたので、同法第八条の規定に基づき告示する。

平成三十年四月九日

厚生労働大臣　加藤　勝信
環境大臣　中川　雅治

承認番号　18－36Ｖ－0001

承認を受けた者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	東京大学医科学研究所附属病院　病院長　小澤　敬也 東京都港区白金台四丁目６番１号

承認を受けた第一種使用規程

遺伝子組換え生物等の種類の名称	大腸菌*lacZ*遺伝子を発現し、γ34.5遺伝子・U_L39遺伝子・α47遺伝子を不活化された制限増殖型遺伝子組換え単純ヘルペスウイルス１型（Ｆ株由来）（Ｇ47Δ）
遺伝子組換え生物等の第一種使用等の内容	治療施設におけるヒトの治療を目的とした使用、保管、運搬及び廃棄並びにこれらに付随する行為。
遺伝子組換え生物等の第一種使用等の方法	治療施設の名称　東京大学医科学研究所附属病院 治療施設の所在地　東京都港区白金台四丁目６番１号 (1)　Ｇ47Δ溶液は、容器に密封した状態で、遺伝子組換え生物である旨を容器等の見やすい箇所に表示した上で、他の薬剤等から識別可能な状態で施設内の冷凍庫に保管する。 (2)　Ｇ47Δ溶液の希釈操作は、施設内の安全キャビネット内で行う。Ｇ47Δ希釈溶液の保管は、遺伝子組換え生物である旨を容器等の見やすい箇所に表示した上で、他の薬剤等から識別可能な状態で施設内の保冷庫又は冷凍庫において行う。なお、Ｇ47Δ希釈溶液又はその凍結品の施設内での運搬は、容器に密閉した状態で行う。 (3)　患者に対するＧ47Δの投与は、治療室において、患者の胸腔内にＧ47Δ希釈溶液を注入することによって行う。単純ヘルペスウイルス１型の回帰症状が疑われた場合等であって、医療上必要と判断される場合、唾液等のサンプリングを行い遺伝子組換えウイルスの有無の確認等を行う。必要に応じて、患者から排出されたウイルス伝播の防止策をとる。 (4)　Ｇ47Δ溶液（希釈溶液を含む。）及び上記(2)及び(3)で用いた機器や材料は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づいて当該施設で定められている医療廃棄物の管理に係る規程（以下「医療廃棄物管理規程」という。）に従い処理し、又は医療廃棄物として廃棄する。未使用のＧ47Δ溶液を含む廃棄物は廃棄前に不活化し、又は厳重な密封を行う。投与部位等、高力価のＧ47Δ溶液と直接接触した可能性のある部位の被覆材や器具等については、他の患者の廃棄物と分けて医療廃棄物として処理する。患者由来の検体の取扱いは、施設の規定に従い、医療廃棄物として処理する。

○外務省告示第百三十五号

平成三十年三月二十日にマニラで、ダバオ市エネルギー回収型廃棄物処理施設整備計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がフィリピン共和国政府との間に行われた。

平成三十年四月九日

外務大臣　河野　太郎

1　協力の目的及び内容　ダバオ市エネルギー回収型廃棄物処理施設整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与額　五十億千三百万円
3　署名者
日　本　側　羽田浩二在フィリピン大使
フィリピン側　アラン・ピーター・カエタノ外務大臣

○外務省告示第百三十六号

平成三十年三月二十日にマニラで、マラウィ市及び周辺地域における復旧・復興支援計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がフィリピン共和国政府との間に行われた。

平成三十年四月九日

外務大臣　河野　太郎

1　協力の目的及び内容　マラウィ市及び周辺地域における復旧・復興支援計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与額　二十億円
3　贈与の供与期限　平成三十一年三月三十一日
4　署名者
日　本　側　羽田浩二在フィリピン大使
フィリピン側　アラン・ピーター・カエタノ外務大臣

○農林水産省告示第七百九十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成三十年四月九日

農林水産大臣　齋藤　健

一　保安林の所在場所　秋田県山北市西木町土桧木内字粟掛二四、一〇〇の一、一〇〇の二〇、一〇一、一〇二の一、一〇三の一、一〇三の二、一〇四、一〇五

二　指定の目的　土砂の流出の防備